

光ディスクの規格等について

〔令和８年度（令和７年分）給与支払報告書提出用〕

この冊子は、「給与支払報告書」を光ディスクにより調製して提出する場合の
ファイルの仕様、レコードの内容及び作成要領等を説明したものです。

令和７年１１月改訂

相模原市財政局市民税課賦課班

〒２５２－５２７７ 相模原市中央区中央２丁目１１番１５号

TEL ０４２－７６９－８２２１（直通）

1 光ディスクの規格

光ディスクの規格は、次のとおりとしてください。

(1) コンパクトディスク (CD)

- | | |
|--------|---|
| ①サイズ | 12 cm |
| ②タイプ | CD-R |
| ③記憶容量 | 650メガバイト |
| ④記録形式 | フォーマット ISO 9660 (Level2) / Joliet ※
ファイル形式 CSV (カンマ形式) |
| ⑤記録コード | シフト JIS |
| ⑥漢字水準 | JIS の第1水準及び第2水準 |

(2) デーブイディー (DVD)

- | | |
|--------|---|
| ①サイズ | 12 cm |
| ②タイプ | DVD-R |
| ③記憶容量 | 片面4.7ギガバイト |
| ④記録形式 | フォーマット ISO 9660 (Level2) / Joliet ※
ファイル形式 CSV (カンマ形式) |
| ⑤記録コード | シフト JIS |
| ⑥漢字水準 | JIS の第1水準及び第2水準 |

※ 書き込みは、ディスクアットワンス (シングルセッション) 方式とする。

(注) 漢字コードについては、原則として JIS コードですが、JIS コード以外のものについては個別に照会してください。

2 ファイルの仕様等

ファイルの仕様等は、次のとおりとしてください。

(1) ファイル名は、「315dat**.txt」としてください。

ファイル名の一部にある「**」には、事業所数により「01」から「99」を記録してください。

例①：1つの事業所分を2枚のFDに分けて提出する場合

1枚目のFDに格納するファイル 315dat01-1.txt

2枚目のFDに格納するファイル 315dat01-2.txt

例②：複数の事業所分を1枚のFDに入れて提出する場合

1社目 (指定番号が最も小さい事業所) のファイル 315dat01.txt

2社目 (指定番号が二番目に小さい事業所) のファイル 315dat02.txt

(2) ファイルをテキストビューアで展開した際のイメージは次のとおりとなります。

例：「315dat01.txt」の場合

1ファイルは、レコードごとに改行される文字列として表現されます。

レコード形式は、可変長としてください。

```
315,9876543210,222,東京都港区虎ノ門2-2-1,株) 地方エージェンシー虎ノ門センタ  
ー,03-5574-6229,111122222222,,0,29,神奈川県相模原市中央2-11-15,0,自治太郎,センター  
長,,10000000,,7800000,1433000,943400,,2,0,,,,,,,,,1000000,0,50000,3000,,,,,1,22,02,22,,0,0,0,0,0,  
0,0,0,0,0,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,1,,999999999999,1111111111,,,,,,,,,,,,,,サガミタロウ,相模太  
郎,00,999999999999,,,,,,,,,,,,,0,0,0,ジチタロウ,01960049,141500,101010
```

3 レコードの内容

レコードの内容は、別添「光ディスクのレコードの内容」のとおりとしてください。

4 レコードの作成要領

レコードの作成要領は、次のとおりです。

なお、該当する項目がない場合には、原則としてすべてのケタをゼロとしてください。
ブランク指定の項目については、ブランクとしてください。

※項目番号、項目名は、「光ディスクのレコードの内容」と一致しています。

項 番	項目名		入力文字基 準		記録要領
1	法定資料の種類		半 角	3 文字	「315」を記録する。
2	整理番号 1		半 角	10 文字	税務署から連絡されている「整理番号 1 (10 桁の数字)」を記録する（記録を省略し ても差し支えない。）。
3	本支店等区分番号		半 角	5 文 字 以内	税務署に連絡した本店及び支店等の各提出 義務者を区分する番号（一連番号、支店番号 等）を記録する。
4	提出義務者の住所 (居所)又は所在地		全 角	60 文字 以内	提出義務者の住所（居所）又は所在地を記 録する。
5	提出義務者の氏名 又は名称		全 角	30 文字 以内	提出義務者の氏名又は名称を記録する。
6	提出義務者の電話 番号		半 角	15 文字 以内	提出義務者の電話番号を記録する。 (例)「03-1234-5678」、「03(1234)5678」
7	整理番号 2		半 角	13 文字	税務署から連絡されている「整理番号 2 (13 桁の数字)」を記録する（記録を省略し ても差し支えない。）。
8	提出者の住所（居 所）又は所在地		全 角	60 文字 以内	記録を省略する。
9	提出者の氏名又は 名称		全 角	30 文字 以内	記録を省略する。
10	訂正表示		半 角	1 文字	提出済みの誤りレコードを無効とするため のレコードの場合には「1」、それ以外の場合 には「0」を記録する。
11	年分		半 角	2 文字	支払の確定した年を和暦で記録する。 なお、元年～9 年については、前ゼロを付 加して「01」～「09」と記録する。
12	支払を受 ける 者	住 所 又 は 居 所	全 角	60 文字 以内	支払を受ける者の住所又は居所を記録す る。
13		国 外 住 所 表 示	半 角	1 文字	支払を受ける場合の住所又は居所が国内で ある場合には「0」を、国外である場合には 「1」を記録する。
14		氏 名	全 角	30 文字 以内	支払を受ける者の氏名を記録する。
15		役職名	全 角	15 文字 以内	書面による場合の記載に準じて記録する。

項番	項目名			入力文字基準		記録要領
16	種別			全角	10 文字以内	書面による場合の記載に準じて記録する。
17	支払金額			半角	10 文字以内	書面による場合の記載に準じて記録する。 (注) 未払金額を含む。
18	未払金額			半角	10 文字以内	書面による場合の記載に準じて記録する。
19	給与所得控除後の給与等の金額(調整控除後)			半角	10 文字以内	書面による場合の記載に準じて記録する。
20	所得控除の額の合計額			半角	10 文字以内	書面による場合の記載に準じて記録する。
21	源泉徴収税額			半角	10 文字以内	書面による場合の記載に準じて記録する。 (注) 未徴収税額を含む。
22	未徴収税額			半角	10 文字以内	書面による場合の記載に準じて記録する。
23	(源泉)控除対象配偶者の有無			半角	1 文字	書面による場合の記載に準じて記録する。 主たる給与等において、控除対象配偶者(年末調整の適用を受けていない場合には、源泉控除対象配偶者)を有する場合には「1」、それ以外の場合には「2」を記録する。 また、従たる給与等において、源泉控除対象配偶者を有する場合には「3」、それ以外の場合には「4」を記録する。
24	老人控除対象配偶者			半角	1 文字	老人控除対象配偶者を有する場合には「1」、それ以外の場合には「0」を記録する。
25	配偶者(特別)控除の額			半角	10 文字以内	書面による場合の記載に準じて記録する。
26	控除対象扶養親等の数	特定	主	半角	2 文字以内	控除対象扶養親族の数を特定、老人、その他の区分及び主たる給与等と従たる給与等の区分に応じ、書面による場合の記載に準じて記録する。
27			従	半角	2 文字以内	
28		老人	主	半角	2 文字以内	
29			上の内訳	半角	2 文字以内	
30			従	半角	2 文字以内	
31		その他	主	半角	2 文字以内	
32			従	半角	2 文字以内	
33	障害者の数	特別障害者		半角	2 文字以内	障害者の数を特別障害者とその他の障害者の区分に応じ、書面による場合の記載に準じて記録する。
34		上の内訳		半角	2 文字以内	

項番	項目名		入力文字基準		記録要領
35		その他	半角	2 文字以内	
36	社会保険料等の金額		半角	10 文字以内	書面による場合の記載に準じて記録する。
37	上の内訳		半角	10 文字以内	社会保険料等の金額の内訳を書面による場合の記載に準じて記録する。
38	生命保険料の控除額		半角	10 文字以内	書面による場合の記載に準じて記録する。
39	地震保険料の控除額		半角	10 文字以内	書面による場合の記載に準じて記録する。
40	住宅借入金等特別控除等の額		半角	10 文字以内	書面による場合の記載に準じて記録する。
41	旧個人年金保険料の金額		半角	10 文字以内	書面による場合の記載に準じて記録する。
42	配偶者の合計所得		半角	10 文字以内	書面による場合の記載に準じて記録する。
43	旧長期損害保険料の金額		半角	10 文字以内	書面による場合の記載に準じて記録する。
44	受給者の生年月日	元号	半角	1 文字	受給者の生年月日の元号、年、月及び日を記録する。この場合、元号については、昭和は「1」、大正は「2」、明治は「3」、平成は「4」、令和は「5」、その他は「9」を記録し、また「年」、「月」及び「日」については、それぞれ別項目で 2 桁を使用し、1 桁の場合は前ゼロを付加して記録する。 (例)「令和元年 9 月 30 日 → 5,01,09,30」
45		年	半角	2 文字	
46		月	半角	2 文字	
47		日	半角	2 文字	
48	夫あり		半角	1 文字	記録を省略する。
49	未成年者		半角	1 文字	該当する場合には「1」、それ以外の場合には「0」を記録する。
50	乙欄適用		半角	1 文字	該当する場合には「1」、それ以外の場合には「0」を記録する。
51	本人が	特別障害者	半角	1 文字	該当する場合には「1」、それ以外の場合には「0」を記録する。
52		その他の障害者	半角	1 文字	該当する場合には「1」、それ以外の場合には「0」を記録する。
53	老年者		半角	1 文字	記録を省略する。
54	寡婦		半角	1 文字	該当する場合には「1」、それ以外の場合には「0」を記録する。 (注) 令和 2 年度（令和元年分）以前の給与支払報告書を作成する場合で、特例の規定に該当する寡婦の場合には「2」、その他の寡婦の場合には「1」、それ以外の場合には「0」を記載する。

項番	項目名		入力文字基準		記録要領
55	寡夫		半角	1 文字	記録しないでください。 (注) 令和2年度(令和元年分)以前の給与支払報告書を作成する場合で、該当する場合には「1」、それ以外の場合には「0」を記録する。
56	勤労学生		半角	1 文字	該当する場合には「1」、それ以外の場合には「0」を記録する。
57	死亡退職		半角	1 文字	該当する場合には「1」、それ以外の場合には「0」を記録する。
58	災害者		半角	1 文字	該当する場合には「1」、それ以外の場合には「0」を記録する。
59	外国人		半角	1 文字	該当する場合には「1」、それ以外の場合には「0」を記録する。
60	中途就・退職	中途就職・退職の区分	半角	1 文字	中途就・退職の区分及びその年月日を記録する。この場合、中途就・退職の区分は、中途就職の場合には「1」、中途退職の場合には「2」、それ以外の場合には「0」を記録する。 また、「年」、「月」及び「日」については、それぞれ別項目で2桁を使用し、1桁の場合は前ゼロを付加して記録する(「年」については和暦とする。) (例)「令和元年9月30日 → 01,09,30」
61		年	半角	2 文字	
62		月	半角	2 文字	
63		日	半角	2 文字	
64	他の支払者	住所(居所)又は所在地	全角	60 文字以内	他の支払者の住所(居所)又は所在地を記録する。
65		国外住所表示	半角	1 文字	他の支払者の住所(居所)又は所在地が国内である場合には「0」を、国外である場合には「1」を記録する。
66		氏名又は名称	全角	30 文字以内	他の支払者の氏名又は名称を記録する。
67		給与等の金額	半角	10 文字以内	書面による場合の記載に準じて記録する。
68		徴収した金額	半角	10 文字以内	書面による場合の記載に準じて記録する。
69		控除した社会保険料の金額	半角	10 文字以内	書面による場合の記載に準じて記録する。
70	災害者に係る徴収猶予税額		半角	10 文字以内	書面による場合の記載に準じて記録する。
71	他の支払者のもとを退職した年月日	年	半角	2 文字	書面による場合の記載に準じて記録する。 また、「年」、「月」及び「日」については、それぞれ別項目で2桁を使用し、1桁の場合は前ゼロを付加して記録する(「年」については和暦とする。) (例)「令和元年9月30日 → 01,09,30」
72		月	半角	2 文字	
73		日	半角	2 文字	
74	住宅借入金等特別控除等適		半角	2 文字	年末調整の際に所得税における住宅借入金等特別控除(以下「住借控除」という。)の適

項番	項目名		入力文字基準		記録要領
75	用家屋居住年月日 (1回目)	月	半角	2 文字	用を受ける場合、その適用に係る家屋への居住開始年月日を記録する。 また、「年」、「月」及び「日」については、それぞれ別項目で 2 桁を使用し、1 桁の場合は前ゼロを付加して記録する。 (「年」については和暦とする。) (例)「令和元年 9 月 30 日 → 01,09,30」
76		日	半角	2 文字	
77	住宅借入金等特別控除適用数		半角	1 文字	年末調整の際に所得税における住借控除の適用を受ける場合、当該控除の適用数を記録する。 (例)租税特別措置法第 41 条第 1 項と同法第 41 条の 3 の 2 第 1 項の適用を受ける場合には「2」を記録する。
78	住宅借入金等特別控除可能額		半角	10 文字以内	書面による場合の記載に準じて記録する。
79	住宅借入金等特別控除区分 (1 回目)		半角	2 文字	住宅の新築・購入又は増改築の区分により、次の番号を記録する。 租税特別措置法第 41 条第 1 項又は第 6 項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「01」、同法同条第 10 項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「02」、同法第 41 条の 3 の 2 第 1 項又は第 5 項に規定する特定増改築に係る特別控除は「03」、東日本大震災の被災者の家屋の再取得の場合の特別控除は「04」を記録する。 なお、租税特別措置法第 41 条第 5 項又は同法第 41 条の 3 の 2 第 18 項に規定する特定取得に該当する場合で、同法第 41 条第 1 項又は第 6 項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「11」、同法同条第 10 項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「12」、同法第 41 条の 3 の 2 第 1 項、第 5 項又は第 8 項に規定する特定増改築に係る特別控除は「13」、同法第 41 条第 16 項に規定する特別特定取得に該当する場合 (新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律第 6 条第 5 項に規定する特例取得に該当する場合及び同法第 6 条の 2 第 2 項に規定する特別特例取得に該当する場合を含む。) で、同法同条第 15 項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「21」、同法同条第 18 項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「22」、東日本大震災の被災者の家屋の再取得の場合の特別控除は「24」を記録する。 また、新型コロナウイルス感染症等の影響

項番	項目名		入力文字基準		記録要領
					に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律第 6 条の 2 に規定する特例特別特例取得に該当する場合は、租税特別措置法第 41 条第 1 項又は第 6 項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「31」、同法同条第 10 項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「32」、東日本大震災の被災者の家屋の再取得の場合の特別控除は「34」を記録する。 おって、租税特別措置法第 41 条第 20 項に規定する特例居住用家屋又は同法同条第 19 項に規定する特例認定住宅等に該当する場合は、同法同条第 1 項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「41」、同法同条第 10 項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「42」、東日本大震災の被災者の家屋の再取得の場合の特別控除は「44」を記録する。 なお、複数の所得税における住借控除の適用を受ける場合は、1 回目の所得税における住借控除の適用について記録する。
80	住宅借入金等の額 (1 回目)		半角	8 文字以内	租税特別措置法第 41 条の 3 の 2 第 1 項、第 5 項又は第 8 項に規定する増改築等住宅借入金等の金額を記録する。 また、住宅の購入・増改築等で、複数の所得税における住借控除の適用を受ける場合は、1 回目の所得税における住借控除の適用について、租税特別措置法第 41 条第 1 項、第 6 項、第 10 項、第 15 項若しくは第 18 項又は同法第 41 条の 3 の 2 第 1 項、第 5 項若しくは第 8 項に規定する（特定増改築等）住宅借入金等の金額を記録する。
81	住宅借入金等特別控除等適用家屋居住年月日 (2 回目)	年	半角	2 文字	住宅の購入・増改築等で、複数の所得税における住借控除の適用を受ける場合は、2 回目の所得税における住借控除の適用を受ける家屋への居住開始年月日を記録する。 また、「年」、「月」及び「日」については、それぞれ別項目で 2 桁を使用し、1 桁の場合は前ゼロを付加して記録する（「年」については和暦とする。）。 (例)「令和元年 9 月 30 日 → 01,09,30」
82		月	半角	2 文字	
83		日	半角	2 文字	
84	住宅借入金等特別控除区分 (2 回目)		半角	2 文字	住宅の購入・増改築等で、複数の所得税における住借控除の適用を受ける場合は、2 回目の所得税における住借控除の適用について、次の番号を記録する。 租税特別措置法第 41 条第 1 項又は第 6 項

項番	項目名	入力文字基準		記録要領
				に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「01」、同法同条第 10 項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「02」、同法第 41 条の 3 の 2 第 1 項又は第 5 項に規定する特定増改築に係る特別控除は「03」、東日本大震災の被災者の家屋の再取得の場合は「04」を記録する。 なお、租税特別措置法第 41 条第 5 項又は同法第 41 条の 3 の 2 第 18 項に規定する特定取得に該当する場合で、同法第 41 条第 1 項又は第 6 項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「11」、同法同条第 10 項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「12」、同法第 41 条の 3 の 2 第 1 項、第 5 項又は第 8 項に規定する特定増改築に係る特別控除は「13」、同法第 41 条第 16 項に規定する特別特定取得に該当する場合（新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律第 6 条第 5 項に規定する特例取得に該当する場合及び同法第 6 条の 2 第 2 項に規定する特別特例取得に該当する場合を含む。）で、同法同条第 15 項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「21」、同法同条第 18 項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「22」、東日本大震災の被災者の家屋の再取得の場合の特別控除は「24」を記録する。 また、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律第 6 条の 2 に規定する特例特別特例取得に該当する場合は、租税特別措置法第 41 条第 1 項又は第 6 項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「31」、同法同条第 10 項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「32」、東日本大震災の被災者の家屋の再取得の場合の特別控除は「34」を記録する。 おって、租税特別措置法第 41 条第 20 項に規定する特例居住用家屋又は同法同条第 19 項に規定する特例認定住宅等に該当する場合は、同法同条第 1 項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「41」、同法同条第 10 項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「42」、東日本大震災の被災者の家屋の再取得の場合の特別控除は「44」を記録する。

項番	項目名	入力文字基準		記録要領
85	住宅借入金等の額 (2回目)	半角	8 文字 以内	住宅の購入・増改築等で、複数の所得税における住借控除の適用を受ける場合は、2 回目の所得税における住借控除の適用について租税特別措置法第 41 条第 1 項、第 10 項、第 15 項若しくは第 18 項又は同法第 41 条の 3 の 2 第 1 項、第 5 項若しくは第 8 項の規定により所得税における住借控除の適用を受ける場合、当該規定に規定する増改築等住宅借入金等の金額を記録する。
86	摘要	全角	300 文字 以内	書面による場合の記載に準じて記録する。 住宅の購入・増改築等で、複数の所得税における住借控除の適用を受ける場合には、3 回目以降の新築・購入又は増改築の区分を「住借区分（何回目）××」、所得税における住借控除の適用を受ける家屋への居住開始年月日を「住借控除居住年月日（何回目）××年××月××日」、住宅借入金等の額を「住借額（何回目）×××円」と記録する。 退職手当等の支払を受ける配偶者又は扶養親族若しくは特定親族がいる場合には、その者の氏名、配偶者である場合は「退配」又は扶養親族である場合は「退扶」若しくは特定親族である場合は「退特」、生年月日（「元号」については、明治「1」、大正「2」、昭和「3」、平成「4」、令和「5」を記録し、「年」、「月」及び「日」については、2 桁を使用し、1 桁の場合は前ゼロを付加して記録する。）、住所（同居の場合には「同」、別居の場合には「別」を記録する。）、障害者である場合は、「普」又は特別障害者である場合は「特」、配偶者若しくは特定親族が非居住者である場合又は扶養親族が 30 歳未満又は 70 歳以上の非居住者である場合は「1」、扶養親族が 30 歳以上 70 歳未満の非居住者で留学生である場合は「2」、扶養親族が 30 歳以上 70 歳未満の非居住者で障害者である場合は「3」、扶養親族が 30 歳以上 70 歳未満の非居住者で生活費に充てるための支払を 38 万円以上受けている者である場合は「4」、又は国内居住者である場合は「0」、合計所得金額の見積額を記録する。納税者が寡婦又はひとり親に該当しない場合は「0」、寡婦（退職手当等の支払を受ける扶養親族がいる場合に限る。）に該当する場合は「1」又はひとり親（退職手当等の支払を受ける扶養親族がいる場合に限る。）に該当する場合は「2」を記録する。

項番	項目名		入力文字基準		記録要領
87	新生命保険料の金額		半角	10 文字以内	書面による場合の記載に準じて記録する。
88	旧生命保険料の金額		半角	10 文字以内	書面による場合の記載に準じて記録する。
89	介護医療保険料の金額		半角	10 文字以内	書面による場合の記載に準じて記録する。
90	新個人年金保険料の金額		半角	10 文字以内	書面による場合の記載に準じて記録する。
91	16 歳未満扶養親族の数		半角	2 文字以内	書面による場合の記載に準じて記録する
92	国民年金保険料等の金額		半角	10 文字以内	書面による場合の記載に準じて記録する。
93	非居住者である親族の数		半角	2 文字以内	書面による場合の記載に準じて記録する。
94	提出義務者の個人番号又は法人番号		半角	13 文字以内	提出義務者の個人番号（12 桁の数字）又は法人番号（13 桁の数字）を記録する。 （注）平成 28 年度（平成 27 年分）以前の給与支払報告書を作成する場合には、記録を省略する。
95	支払を受ける者の個人番号		半角	12 文字	支払を受ける者の個人番号（12 桁の数字）を記録する。 （注）平成 28 年度（平成 27 年分）以前の給与支払報告書を作成する場合には、記録を省略する。
96	（源泉・特別）控除対象配偶者	フリガナ	全角	30 文字以内	控除対象配偶者又は配偶者特別控除の対象となる配偶者（年末調整の適用を受けていない場合には、源泉控除対象配偶者）の氏名のフリガナを記録する。
97		氏名	全角	30 文字以内	控除対象配偶者又は配偶者特別控除の対象となる配偶者（年末調整の適用を受けていない場合には、源泉控除対象配偶者）の氏名を記録する。
98		区分	半角	2 文字	控除対象配偶者又は配偶者特別控除の対象となる配偶者（年末調整の適用を受けていない場合には、源泉控除対象配偶者）が非居住者の場合には「01」、それ以外の場合には「00」を記録する。
99		個人番号	半角	12 文字	控除対象配偶者又は配偶者特別控除の対象となる配偶者（年末調整の適用を受けていない場合には、源泉控除対象配偶者）の個人番号（12 桁の数字）を記録する。 （注）平成 28 年度（平成 27 年分）以前の給与支払報告書を作成する場合には、記録を省略する。

項番	項目名		入力文字基準		記録要領																																																																
100	控除対象扶養親族等(1)	フリガナ	全角	30 文字以内	控除対象扶養親族等(1)の氏名のフリガナを記録する。																																																																
101		氏名	全角	30 文字以内	控除対象扶養親族等(1)の氏名を記録する。																																																																
102		区分	半角	2 文字	控除対象扶養親族等(1)が控除対象扶養親族の場合は、下表のとおり区分を記録する。 <table><tr><th colspan="2">控除対象扶養親族の分類</th><th colspan="2">区分</th></tr><tr><td colspan="2">居住者</td><td colspan="2">00</td></tr><tr><td colspan="2">非居住者で 30 歳未満又は 70 歳以上</td><td colspan="2">01</td></tr><tr><td colspan="2">非居住者で 30 歳以上 70 歳未満かつ留学により国内に住所及び居所を有しなくなった者</td><td colspan="2">02</td></tr><tr><td colspan="2">非居住者で 30 歳以上 70 歳未満かつ障害者</td><td colspan="2">03</td></tr><tr><td colspan="2">非居住者で 30 歳以上 70 歳未満かつ扶養控除の適用を受けようとする居住者からその年において生活費又は教育に充てるための支払を 38 万円以上受けている者</td><td colspan="2">04</td></tr></table> また、控除対象扶養親族等(1)が特定親族（年末調整の適用を受けていない場合には、源泉控除対象親族で合計所得金額又はその見積額が 58 万円超 100 万円以下の者）の場合は、各人別の合計所得金額又はその見積額に応じて下表のとおり区分を記録する。 <table><tr><th colspan="2">合計所得金額 又はその見積額</th><th>区分 (特定親族が居住者)</th><th>区分 (特定親族が非居住者)</th></tr><tr><td>58 万円超</td><td>85 万円以下</td><td>10</td><td>11</td></tr><tr><td>85 万円超</td><td>90 万円以下</td><td>20</td><td>21</td></tr><tr><td>90 万円超</td><td>95 万円以下</td><td>30</td><td>31</td></tr><tr><td>95 万円超</td><td>100 万円以下</td><td>40</td><td>41</td></tr><tr><td>100 万円超</td><td>105 万円以下</td><td>50</td><td>51</td></tr><tr><td>105 万円超</td><td>110 万円以下</td><td>60</td><td>61</td></tr><tr><td>110 万円超</td><td>115 万円以下</td><td>70</td><td>71</td></tr><tr><td>115 万円超</td><td>120 万円以下</td><td>80</td><td>81</td></tr><tr><td>120 万円超</td><td>123 万円以下</td><td>90</td><td>91</td></tr></table>		控除対象扶養親族の分類		区分		居住者		00		非居住者で 30 歳未満又は 70 歳以上		01		非居住者で 30 歳以上 70 歳未満かつ留学により国内に住所及び居所を有しなくなった者		02		非居住者で 30 歳以上 70 歳未満かつ障害者		03		非居住者で 30 歳以上 70 歳未満かつ扶養控除の適用を受けようとする居住者からその年において生活費又は教育に充てるための支払を 38 万円以上受けている者		04		合計所得金額 又はその見積額		区分 (特定親族が居住者)	区分 (特定親族が非居住者)	58 万円超	85 万円以下	10	11	85 万円超	90 万円以下	20	21	90 万円超	95 万円以下	30	31	95 万円超	100 万円以下	40	41	100 万円超	105 万円以下	50	51	105 万円超	110 万円以下	60	61	110 万円超	115 万円以下	70	71	115 万円超	120 万円以下	80	81	120 万円超	123 万円以下	90
控除対象扶養親族の分類		区分																																																																			
居住者		00																																																																			
非居住者で 30 歳未満又は 70 歳以上		01																																																																			
非居住者で 30 歳以上 70 歳未満かつ留学により国内に住所及び居所を有しなくなった者		02																																																																			
非居住者で 30 歳以上 70 歳未満かつ障害者		03																																																																			
非居住者で 30 歳以上 70 歳未満かつ扶養控除の適用を受けようとする居住者からその年において生活費又は教育に充てるための支払を 38 万円以上受けている者		04																																																																			
合計所得金額 又はその見積額		区分 (特定親族が居住者)	区分 (特定親族が非居住者)																																																																		
58 万円超	85 万円以下	10	11																																																																		
85 万円超	90 万円以下	20	21																																																																		
90 万円超	95 万円以下	30	31																																																																		
95 万円超	100 万円以下	40	41																																																																		
100 万円超	105 万円以下	50	51																																																																		
105 万円超	110 万円以下	60	61																																																																		
110 万円超	115 万円以下	70	71																																																																		
115 万円超	120 万円以下	80	81																																																																		
120 万円超	123 万円以下	90	91																																																																		
103	個人番号	半角	12 文字	控除対象扶養親族等(1)の個人番号（12 桁の数字）を記録する。 （注）平成 28 年度（平成 27 年分）以前の給与支払報告書を作成する場合には、記録を省略する。																																																																	

項番	項目名		入力文字基準		記録要領																																																																
104	控除対象扶養親族等(2)	フリガナ	全角	30 文字以内	控除対象扶養親族等(2)の氏名のフリガナを記録する。																																																																
105		氏名	全角	30 文字以内	控除対象扶養親族等(2)の氏名を記録する。																																																																
106		区分	半角	2 文字	控除対象扶養親族等(2)が控除対象扶養親族の場合は、下表のとおり区分を記録する。 <table><tr><th colspan="2">控除対象扶養親族の分類</th><th colspan="2">区分</th></tr><tr><td colspan="2">居住者</td><td colspan="2">00</td></tr><tr><td colspan="2">非居住者で 30 歳未満又は 70 歳以上</td><td colspan="2">01</td></tr><tr><td colspan="2">非居住者で 30 歳以上 70 歳未満かつ留学により国内に住所及び居所を有しなくなった者</td><td colspan="2">02</td></tr><tr><td colspan="2">非居住者で 30 歳以上 70 歳未満かつ障害者</td><td colspan="2">03</td></tr><tr><td colspan="2">非居住者で 30 歳以上 70 歳未満かつ扶養控除の適用を受けようとする居住者からその年において生活費又は教育に充てるための支払を 38 万円以上受けている者</td><td colspan="2">04</td></tr></table> また、控除対象扶養親族等(2)が特定親族（年末調整の適用を受けていない場合には、源泉控除対象親族で合計所得金額又はその見積額が 58 万円超 100 万円以下の者）の場合は、各人別の合計所得金額又はその見積額に応じて下表のとおり区分を記録する。 <table><tr><th colspan="2">合計所得金額 又はその見積額</th><th>区分 (特定親族が居住者)</th><th>区分 (特定親族が非居住者)</th></tr><tr><td>58 万円超</td><td>85 万円以下</td><td>10</td><td>11</td></tr><tr><td>85 万円超</td><td>90 万円以下</td><td>20</td><td>21</td></tr><tr><td>90 万円超</td><td>95 万円以下</td><td>30</td><td>31</td></tr><tr><td>95 万円超</td><td>100 万円以下</td><td>40</td><td>41</td></tr><tr><td>100 万円超</td><td>105 万円以下</td><td>50</td><td>51</td></tr><tr><td>105 万円超</td><td>110 万円以下</td><td>60</td><td>61</td></tr><tr><td>110 万円超</td><td>115 万円以下</td><td>70</td><td>71</td></tr><tr><td>115 万円超</td><td>120 万円以下</td><td>80</td><td>81</td></tr><tr><td>120 万円超</td><td>123 万円以下</td><td>90</td><td>91</td></tr></table>		控除対象扶養親族の分類		区分		居住者		00		非居住者で 30 歳未満又は 70 歳以上		01		非居住者で 30 歳以上 70 歳未満かつ留学により国内に住所及び居所を有しなくなった者		02		非居住者で 30 歳以上 70 歳未満かつ障害者		03		非居住者で 30 歳以上 70 歳未満かつ扶養控除の適用を受けようとする居住者からその年において生活費又は教育に充てるための支払を 38 万円以上受けている者		04		合計所得金額 又はその見積額		区分 (特定親族が居住者)	区分 (特定親族が非居住者)	58 万円超	85 万円以下	10	11	85 万円超	90 万円以下	20	21	90 万円超	95 万円以下	30	31	95 万円超	100 万円以下	40	41	100 万円超	105 万円以下	50	51	105 万円超	110 万円以下	60	61	110 万円超	115 万円以下	70	71	115 万円超	120 万円以下	80	81	120 万円超	123 万円以下	90
控除対象扶養親族の分類		区分																																																																			
居住者		00																																																																			
非居住者で 30 歳未満又は 70 歳以上		01																																																																			
非居住者で 30 歳以上 70 歳未満かつ留学により国内に住所及び居所を有しなくなった者		02																																																																			
非居住者で 30 歳以上 70 歳未満かつ障害者		03																																																																			
非居住者で 30 歳以上 70 歳未満かつ扶養控除の適用を受けようとする居住者からその年において生活費又は教育に充てるための支払を 38 万円以上受けている者		04																																																																			
合計所得金額 又はその見積額		区分 (特定親族が居住者)	区分 (特定親族が非居住者)																																																																		
58 万円超	85 万円以下	10	11																																																																		
85 万円超	90 万円以下	20	21																																																																		
90 万円超	95 万円以下	30	31																																																																		
95 万円超	100 万円以下	40	41																																																																		
100 万円超	105 万円以下	50	51																																																																		
105 万円超	110 万円以下	60	61																																																																		
110 万円超	115 万円以下	70	71																																																																		
115 万円超	120 万円以下	80	81																																																																		
120 万円超	123 万円以下	90	91																																																																		
107	個人番号	半角	12 文字	控除対象扶養親族等(2)の個人番号（12 桁の数字）を記録する。 （注）平成 28 年度（平成 27 年分）以前の給与支払報告書を作成する場合には、記録を省略する。																																																																	

項番	項目名		入力文字基準		記録要領																																																									
108	控除対象扶養親族等(3)	フリガナ	全角	30 文字以内	控除対象扶養親族等(3)の氏名のフリガナを記録する。																																																									
109		氏名	全角	30 文字以内	控除対象扶養親族等(3)の氏名を記録する。																																																									
110		区分	半角	2 文字	控除対象扶養親族等(3)が控除対象扶養親族の場合は、下表のとおり区分を記録する。 <table><tr><th colspan="2">控除対象扶養親族の分類</th><th>区分</th></tr><tr><td colspan="2">居住者</td><td>00</td></tr><tr><td colspan="2">非居住者で 30 歳未満又は 70 歳以上</td><td>01</td></tr><tr><td colspan="2">非居住者で 30 歳以上 70 歳未満かつ留学により国内に住所及び居所を有しなくなった者</td><td>02</td></tr><tr><td colspan="2">非居住者で 30 歳以上 70 歳未満かつ障害者</td><td>03</td></tr><tr><td colspan="2">非居住者で 30 歳以上 70 歳未満かつ扶養控除の適用を受けようとする居住者からその年において生活費又は教育に充てるための支払を 38 万円以上受けている者</td><td>04</td></tr></table> また、控除対象扶養親族等(3)が特定親族（年末調整の適用を受けていない場合には、源泉控除対象親族で合計所得金額又はその見積額が 58 万円超 100 万円以下の者）の場合は、各人別の合計所得金額又はその見積額に応じて下表のとおり区分を記録する。 <table><tr><th colspan="2">合計所得金額 又はその見積額</th><th>区分 (特定親族が居住者)</th><th>区分 (特定親族が非居住者)</th></tr><tr><td>58 万円超</td><td>85 万円以下</td><td>10</td><td>11</td></tr><tr><td>85 万円超</td><td>90 万円以下</td><td>20</td><td>21</td></tr><tr><td>90 万円超</td><td>95 万円以下</td><td>30</td><td>31</td></tr><tr><td>95 万円超</td><td>100 万円以下</td><td>40</td><td>41</td></tr><tr><td>100 万円超</td><td>105 万円以下</td><td>50</td><td>51</td></tr><tr><td>105 万円超</td><td>110 万円以下</td><td>60</td><td>61</td></tr><tr><td>110 万円超</td><td>115 万円以下</td><td>70</td><td>71</td></tr><tr><td>115 万円超</td><td>120 万円以下</td><td>80</td><td>81</td></tr><tr><td>120 万円超</td><td>123 万円以下</td><td>90</td><td>91</td></tr></table>	控除対象扶養親族の分類		区分	居住者		00	非居住者で 30 歳未満又は 70 歳以上		01	非居住者で 30 歳以上 70 歳未満かつ留学により国内に住所及び居所を有しなくなった者		02	非居住者で 30 歳以上 70 歳未満かつ障害者		03	非居住者で 30 歳以上 70 歳未満かつ扶養控除の適用を受けようとする居住者からその年において生活費又は教育に充てるための支払を 38 万円以上受けている者		04	合計所得金額 又はその見積額		区分 (特定親族が居住者)	区分 (特定親族が非居住者)	58 万円超	85 万円以下	10	11	85 万円超	90 万円以下	20	21	90 万円超	95 万円以下	30	31	95 万円超	100 万円以下	40	41	100 万円超	105 万円以下	50	51	105 万円超	110 万円以下	60	61	110 万円超	115 万円以下	70	71	115 万円超	120 万円以下	80	81	120 万円超	123 万円以下	90
控除対象扶養親族の分類		区分																																																												
居住者		00																																																												
非居住者で 30 歳未満又は 70 歳以上		01																																																												
非居住者で 30 歳以上 70 歳未満かつ留学により国内に住所及び居所を有しなくなった者		02																																																												
非居住者で 30 歳以上 70 歳未満かつ障害者		03																																																												
非居住者で 30 歳以上 70 歳未満かつ扶養控除の適用を受けようとする居住者からその年において生活費又は教育に充てるための支払を 38 万円以上受けている者		04																																																												
合計所得金額 又はその見積額		区分 (特定親族が居住者)	区分 (特定親族が非居住者)																																																											
58 万円超	85 万円以下	10	11																																																											
85 万円超	90 万円以下	20	21																																																											
90 万円超	95 万円以下	30	31																																																											
95 万円超	100 万円以下	40	41																																																											
100 万円超	105 万円以下	50	51																																																											
105 万円超	110 万円以下	60	61																																																											
110 万円超	115 万円以下	70	71																																																											
115 万円超	120 万円以下	80	81																																																											
120 万円超	123 万円以下	90	91																																																											
111	個人番号	半角	12 文字	控除対象扶養親族等(3)の個人番号（12 桁の数字）を記録する。 （注）平成 28 年度（平成 27 年分）以前の給与支払報告書を作成する場合には、記録を省略する。																																																										

項番	項目名		入力文字基準		記録要領																																																										
112	控除対象扶養親族等(4)	フリガナ	全角	30 文字以内	控除対象扶養親族等(4)の氏名のフリガナを記録する。																																																										
113		氏名	全角	30 文字以内	控除対象扶養親族等(4)の氏名を記録する。																																																										
114		区分	半角	2 文字	控除対象扶養親族等(4)が控除対象扶養親族の場合は、下表のとおり区分を記録する。 <table><tr><th colspan="2">控除対象扶養親族の分類</th><th>区分</th></tr><tr><td colspan="2">居住者</td><td>00</td></tr><tr><td colspan="2">非居住者で 30 歳未満又は 70 歳以上</td><td>01</td></tr><tr><td colspan="2">非居住者で 30 歳以上 70 歳未満かつ留学により国内に住所及び居所を有しなくなった者</td><td>02</td></tr><tr><td colspan="2">非居住者で 30 歳以上 70 歳未満かつ障害者</td><td>03</td></tr><tr><td colspan="2">非居住者で 30 歳以上 70 歳未満かつ扶養控除の適用を受けようとする居住者からその年において生活費又は教育に充てるための支払を 38 万円以上受けている者</td><td>04</td></tr></table> また、控除対象扶養親族等(4)が特定親族（年末調整の適用を受けていない場合には、源泉控除対象親族で合計所得金額又はその見積額が 58 万円超 100 万円以下の者）の場合は、各人別の合計所得金額又はその見積額に応じて下表のとおり区分を記録する。 <table><tr><th colspan="2">合計所得金額 又はその見積額</th><th>区分 (特定親族が居住者)</th><th>区分 (特定親族が非居住者)</th></tr><tr><td>58 万円超</td><td>85 万円以下</td><td>10</td><td>11</td></tr><tr><td>85 万円超</td><td>90 万円以下</td><td>20</td><td>21</td></tr><tr><td>90 万円超</td><td>95 万円以下</td><td>30</td><td>31</td></tr><tr><td>95 万円超</td><td>100 万円以下</td><td>40</td><td>41</td></tr><tr><td>100 万円超</td><td>105 万円以下</td><td>50</td><td>51</td></tr><tr><td>105 万円超</td><td>110 万円以下</td><td>60</td><td>61</td></tr><tr><td>110 万円超</td><td>115 万円以下</td><td>70</td><td>71</td></tr><tr><td>115 万円超</td><td>120 万円以下</td><td>80</td><td>81</td></tr><tr><td>120 万円超</td><td>123 万円以下</td><td>90</td><td>91</td></tr></table>		控除対象扶養親族の分類		区分	居住者		00	非居住者で 30 歳未満又は 70 歳以上		01	非居住者で 30 歳以上 70 歳未満かつ留学により国内に住所及び居所を有しなくなった者		02	非居住者で 30 歳以上 70 歳未満かつ障害者		03	非居住者で 30 歳以上 70 歳未満かつ扶養控除の適用を受けようとする居住者からその年において生活費又は教育に充てるための支払を 38 万円以上受けている者		04	合計所得金額 又はその見積額		区分 (特定親族が居住者)	区分 (特定親族が非居住者)	58 万円超	85 万円以下	10	11	85 万円超	90 万円以下	20	21	90 万円超	95 万円以下	30	31	95 万円超	100 万円以下	40	41	100 万円超	105 万円以下	50	51	105 万円超	110 万円以下	60	61	110 万円超	115 万円以下	70	71	115 万円超	120 万円以下	80	81	120 万円超	123 万円以下	90
控除対象扶養親族の分類		区分																																																													
居住者		00																																																													
非居住者で 30 歳未満又は 70 歳以上		01																																																													
非居住者で 30 歳以上 70 歳未満かつ留学により国内に住所及び居所を有しなくなった者		02																																																													
非居住者で 30 歳以上 70 歳未満かつ障害者		03																																																													
非居住者で 30 歳以上 70 歳未満かつ扶養控除の適用を受けようとする居住者からその年において生活費又は教育に充てるための支払を 38 万円以上受けている者		04																																																													
合計所得金額 又はその見積額		区分 (特定親族が居住者)	区分 (特定親族が非居住者)																																																												
58 万円超	85 万円以下	10	11																																																												
85 万円超	90 万円以下	20	21																																																												
90 万円超	95 万円以下	30	31																																																												
95 万円超	100 万円以下	40	41																																																												
100 万円超	105 万円以下	50	51																																																												
105 万円超	110 万円以下	60	61																																																												
110 万円超	115 万円以下	70	71																																																												
115 万円超	120 万円以下	80	81																																																												
120 万円超	123 万円以下	90	91																																																												
115	個人番号	半角	12 文字	控除対象扶養親族等(4)の個人番号（12 桁の数字を記録する。 （注）平成 28 年度（平成 27 年分）以前の給与支払報告書を作成する場合には、記録を省略する。																																																											

項番	項目名		入力文字基準		記録要領
116	16 歳未満の扶養親族(1)	フリガナ	全角	30 文字以内	16 歳未満の扶養親族(1)の氏名のフリガナを記録する。
117		氏名	全角	30 文字以内	16 歳未満の扶養親族(1)の氏名を記録する。
118		区分	半角	2 文字	16 歳未満の扶養親族(1)が国内に住所を有しない者の場合には「01」、それ以外の場合には「00」を記録する。
119		個人番号	半角	12 文字	16 歳未満の扶養親族(1)の個人番号（12 桁の数字）を記録する。 （注）平成 28 年度（平成 27 年分）以前の給与支払報告書を作成する場合には、記録を省略する。
120	16 歳未満の扶養親族(2)	フリガナ	全角	30 文字以内	16 歳未満の扶養親族(2)の氏名のフリガナを記録する。
121		氏名	全角	30 文字以内	16 歳未満の扶養親族(2)の氏名を記録する。
122		区分	半角	2 文字	16 歳未満の扶養親族(2)が国内に住所を有しない者の場合には「01」、それ以外の場合には「00」を記録する。
123		個人番号	半角	12 文字	16 歳未満の扶養親族(2)の個人番号（12 桁の数字）を記録する。 （注）平成 28 年度（平成 27 年分）以前の給与支払報告書を作成する場合には、記録を省略する。
124	16 歳未満の扶養親族(3)	フリガナ	全角	30 文字以内	16 歳未満の扶養親族(3)の氏名のフリガナを記録する。
125		氏名	全角	30 文字以内	16 歳未満の扶養親族(3)の氏名を記録する。
126		区分	半角	2 文字	16 歳未満の扶養親族(3)が国内に住所を有しない者の場合には「01」、それ以外の場合には「00」を記録する。
127		個人番号	半角	12 文字	16 歳未満の扶養親族(3)の個人番号（12 桁の数字）を記録する。 （注）平成 28 年度（平成 27 年分）以前の給与支払報告書を作成する場合には、記録を省略する。
128	16 歳未満の扶養親族(4)	フリガナ	全角	30 文字以内	16 歳未満の扶養親族(4)の氏名のフリガナを記録する。
129		氏名	全角	30 文字以内	16 歳未満の扶養親族(4)の氏名を記録する。
130		区分	半角	2 文字	16 歳未満の扶養親族(4)が国内に住所を有しない者の場合には「01」、それ以外の場合には「00」を記録する。

項番	項目名		入力文字基準		記録要領
131		個人番号	半角	12 文字	16 歳未満の扶養親族(4)の個人番号（12 桁の数字）を記録する。 （注）平成 28 年度（平成 27 年分）以前の給与支払報告書を作成する場合には、記録を省略する。
132	5 人目以降の控除対象扶養親族等の個人番号		全角	100 文字以内	書面による場合の記載に準じて記録する。
133	5 人目以降の 16 歳未満の扶養親族の個人番号		全角	100 文字以内	書面による場合の記載に準じて記録する。
134	普通徴収		半角	1 文字	該当する場合には「1」を、それ以外の場合には「0」を記録する。
135	青色専従者		半角	1 文字	該当する場合には「1」を、それ以外の場合には「0」を記録する。
136	条約免除		半角	1 文字	該当する場合には「1」を、それ以外の場合には「0」を記録する。
137	支払を受ける者のフリガナ		半角	60 文字以内	支払を受ける者の氏名のフリガナを記録する。
138	受給者番号		半角	25 文字以内	支払者（特別徴収義務者）において受給者に付設した番号を記録する。
139	提出先市町村コード		半角	6 文字	該当の全国地方公共団体コードを記録する。なお、相模原市は 141500 です。
140	指定番号		半角	6 文字	各提出先の市町村が設定した番号を記録する。なお、新たに市町村に給与支払報告書を提出することとなった等により前年度の指定番号がない場合には記録を省略する。（相模原市では、事前に申請書を提出していただいた段階で指定番号を設定しご案内しますので、その番号を記録してください。指定番号が 6 文字以下の場合、前ゼロを付加して、6 文字で記録してください。）
141	基礎控除の額		半角	10 文字以内	書面による場合の記載に準じて記録する。 （注）令和 2 年度（令和元年分）以前の給与支払報告書を作成する場合には、記録を省略する。
142	所得金額調整控除額		半角	10 文字以内	書面による場合の記載に準じて記録する。 （注）令和 2 年度（令和元年分）以前の給与支払報告書を作成する場合には、記録を省略する。
143	ひとり親		半角	1 文字	該当する場合には「1」、それ以外の場合には「0」を記録する。 （注）令和 2 年度（令和元年分）以前の給与支払報告書を作成する場合には、記録を省略する。

項番	項目名			入力文字基準		記録要領
144	控除対象親族の数	特親	主	半角	2文字以内	特定親族（年末調整の適用を受けていない場合には、源泉控除対象親族で合計所得金額又はその見積額が58万円超100万円以下の者）の数を主たる給与等と従たる給与等の区分に応じ、書面の記載要領に準じて記録する。
145			従	半角	2文字以内	
146	特定親族特別控除の額			半角	10文字以内	書面による場合の記載に準じて記録する。

5 各項目の記録に当たっての留意事項

(1) 各項目共通

イ 半角文字の「,(カンマ)」は、各項目の区切り以外には使用しないでください。

(例) 法定資料の項目・・・ × 1,200,000
○ 1200000

ロ 記録すべき事項がない項目については記録を省略して区切りを表す「,(カンマ)」を記録してください。(C S V形式では必ず「,(カンマ)」で各項目が区切られていなければなりません。)

ただし、項目の文字数分のスペースを記録した上で「,(カンマ)」を記録しても差し支えはありません。

(例) 半角 10 文字の項目が記録不要の場合は、次のいずれかで記録します。

- ・ 前の項目,, 後の項目
- ・ 前の項目, □□□□□□□□□□, 後の項目 (□は半角スペースを表します)

(2) 住所(居所)又は所在地について

イ 都道府県名から連続して記録してください。ただし、都道府県名については省略しても差し支えありません。

ロ 漢字とカナを併用して記録しないでください。ただし、正式な住所表示にカナが含まれている場合については、この限りではありません。

(例) × 相模原市中央区シモクザワ 2-1-5
× 相模原市中央区しもく沢 2-1-5
× 相模原市中央区しもくざわ 2-1-5
○ 相模原市中央区すすきの町 1-3

(注)「相模原市中央区すすきの町」は、正式な住居表示です。

ハ ～県、～市、～村等の「県」、「市」、「村」等の文字については、省略又は句点等による記録はしないでください。

(例) ○ 神奈川県相模原市中央区中央 2-1 1-1 5
× 神奈川、相模原、中央区、中央 2-1 1-1 5
× 神奈川 相模原 中央区 中央 2-1 1-1 5

ニ 都道府県、市区町村、字等の区切りは不要ですが、全角スペース 1 文字分による区切りはあっても差し支えありません。

(例) ○ 神奈川県相模原市中央区中央 2-1 1-1 5
○ 神奈川県□相模原市□中央区□中央 2-1 1-1 5
× 神奈川県□□相模原市□□中央区□□中央 2-1 1-1 5
× 神奈川県、相模原市、中央区、中央、2-1 1-1 5

(注)「□」は、スペース 1 文字分を表します。

ホ 住所の記載に当たって通常使用されている記号(「-」、「一」、「～」、「・」等)を使用している場合には、「丁目」、「番地」、「号」等の文字に変換する必要はありません。

(例) ○ 相模原市南区古淵 2 丁目 1-5
○ 相模原市南区古淵 2-1-5
○ 相模原市南区古淵 2～1～5

ヘ 様方、気付については、この項目に記録し、氏名又は名称の項目には記録しないでください。

ト 郵便番号は記録しないでください。

(3) 氏名又は名称について

イ 個人の姓と名の区切りは不要ですが、スペースによる区切りはあっても差し支

えありません。ただし、この場合のスペースは全角1文字分だけ可とします。
ロ 個人名については、肩書等は記録しないでください。

(例) × 税理士 相模 太郎
× 設計士 横浜 一郎

ハ 法人名を記録する場合には、法人の代表者名は記録しないでください。

二 法人の組織名については、次の略称を使用しても差し支えありませんが、この場合には必ずカッコ（全角）を付してください。

(例) ○ (株)相模原産業、(株)相模原産業、相模原産業(株)、
相模原産業(株)
× (株相模原産業、相模原産業株)
× 株 相模原産業、相模原産業 株
× 株／相模原産業、株＊相模原産業、相模原産業・株

《 組 織 名 の 略 称 》

組 織 名	漢 字	カ ナ
株式会社	株、KK	カ、カブ
有限会社	有	ユ、ユウ
合資会社	資	シ
合名会社	名	メ、メイ
医療法人	医	イ
協同組合	協	キョウ
農業協同組合	農	ノウ
漁業協同組合	漁	ギョ
企業組合	企、企業	キ、キギョウ
組合連合会	組連	クミレン
財団法人	財	ザイ
社団法人	社	シャ
社会福祉法人	福	フク
宗教法人	宗	シュウ
学校法人	学	ガク

(4) 外字等の取扱いについて

漢字を使用する場合のJIS第1水準及び第2水準以外の漢字、仮名、記号等（以下「外字等」という。）及び半角文字については、それぞれ次の区分により取り扱ってください。

イ 半角文字のカナ、英数字、記号等、丸付の数字、カッコ付の漢字等については、JIS第1水準及び第2水準の全角文字に変換してください。

(例) 「ア」（半角文字のア） → 「ア」（全角1文字）
「1」（半角文字の1） → 「1」（全角1文字）
「株」（拡張文字の株） → 「(株)」（全角3文字）
「⑩」（拡張文字の⑩） → 「10」（全角2文字）

ロ 人名等に使用されている漢字等で、他の文字に変換できないものが含まれている場合には、原則としてその人名等をカナで記録してください。

ハ 外字がいわゆる異字体又は旧字体の場合で、それらを統一文字又は新字体に変換できるものについては、それぞれ変換を行ってください。